

関 東 食 育 推 進 ネ ッ ト ワ ー ク 規 約

1 名称

本ネットワークは、「関東食育推進ネットワーク」と称する。

2 目的

本ネットワークは、食育を実践している者及びこれから食育を実践しようとしている者等がネットワークを構築し、会員が相互に交流し、情報交換、協力、連携等を図ることにより、地域の食育の推進に資することを目的とする。

3 会員

本ネットワークの会員は、原則として関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）に居住、又は拠点を構える機関・組織、又は個人であり、「食育を実践している」又は「これから食育を実践しようとしている」、「食育に関心がある」者で、本ネットワークの目的に賛同することを要件とする。

なお、加入及び脱退は、原則として会員の自由意思によるものとする。

ただし、公序良俗に反する場合など本ネットワークの適切な運営に支障が生じる恐れがある場合には、事務局において加入を拒否又は登録を削除できるものとする。

4 活動内容

本ネットワークは、会員への情報発信を行うとともに、食育に関する会員相互間における情報交換、協力、連携等を図る。また、会員が行う各種活動に対する支援、その他食育の推進に必要な活動を行う。

5 経費

本ネットワークへの加入に当たっての入会金、会費等は徴収しない。ただし、本ネットワークの活動のため必要となる実際の経費（交通費等）については、各会員が自ら負担するものとする。

6 事務局

本ネットワークの事務局は、関東農政局消費・安全部消費生活課内に置く。

7 幹事会

本ネットワークは、必要に応じ、若干名の幹事からなる幹事会を設置し、ネットワークの運営等に関する検討を行う。

8 個人情報の取扱

本ネットワーク会員の名簿については、個人情報に関する法令等の規定に基づき、事務局で適切に管理し、会員の許可なく第三者には提供しない。

附 則

この規約は、平成27年10月1日施行

令和元年7月1日一部改正